

日  
第 第  
號 號  
送 送  
月 月  
月 月  
日 日

件支障ナシト決定ナル

人 務 省

警保局長了

次官了

警務課長藤岡孫

事務官(注川)

審査委員

(高)

(安井)

(沼田)

主任 曾根

例 貞

(藤木)

(橋本)

(島田)

(星島)

機警第一號

昭和二年六月二十七日

警保局長

鉄道省運輸局長

遺失物法ニ関スル件

本件ニ関シ六月十九日鉄運乙第一五三三號

内務省

以テ以照會相成候處左記依リ以テ知相  
成候外

一 停車場候所場ハ遺失物法第百零二條ニ於テハ  
遺失物アリシハ船車運送積物其ノ他公眾  
通行ヲ禁シタル権内ニ該物有マサルモノト存  
スル

二 國庫其ノ他公法人ノ財産守ルル所ノモノ  
一私人ノ他ノ物件ヲ拾得シタル場合ニ於テ  
第百零二條ノ規定アルハ其ノ規定現實拾得  
者ニ亦該物ノ全額ヲ受クル權利ナシト  
解スルハ法意ニ非ス隨テ公庫守ルル所ノ  
物現實拾得者ノ權利ハ何等ノ受

更テ生スルモノト無之モノト存スルハ

三十錢以内ノ通貨又ハ同價額以下ト認ムル物  
件ト雖遺失知トシテ取扱フ以上掲示五日間  
後權利有ル申出テキトキ物件ハ返還シ  
受ルルキ權利有ル權利ヲ放棄シタルモノトシ  
テ存スルモノト然ルハ又カク申出テ存スルハ  
但シ特道ニ送ヒシテ遺失物トシテ取扱フ  
可然ハ再計ラテ相成トテ障ハ無クト存ス

鉄道乙第二五三號  
昭和二年六月十一日

鐵道省運輸局長

内務省參事局長殿

當面者、於現行中、遺失物取扱規程(明治四十二年舊第七九六號)ハ時勢之過、今之屬多ク有之、近リヨ改正致ス可ク、目下準備中ニ有之、又本道失物法ト累密ノ關係有之、是等々改正案起草ノ參考ト致スルハ、特遺失物法中左記ノ點ニ付、表見ト同義相煩及此段貴意ヲ得ル





依りて其の間何等ノ差異ヲ設ケザルニ拘り  
 單ニ報出ノ人等ノ間ニテハ斯ノ如ク差額ヲ設ケ  
 甚クニテ現貨ノ取得ニ近差額ノ結果ヲ示  
 二報出者全折半ノ利息ヲ得ル或ハ失フ  
 之理由如何ニテ後改正ノ以テ是等ノ事ヤ  
 三、輕微ニ物件ノ簡易取扱方  
 十銀以内ノ通貨又同價額以下ト認見物件ノ  
 送更物人者有テ取扱方ニ依リて指手後五ノ同  
 様屬スニ其權利有テ申出テテ其ノ遺失物  
 係テ其ノ事念ノ物件ノ返還ヲ受テテ其權利有  
 其權利ノ被奪スルニテト看做シテ其  
 債權者ノ利益ノ爲メニ其長ヲ直ニ其ノ  
 收入ノ不用者トシテ処理シ得ル事ト爲シ得

甘々其ノ邊ニ傳テ其ノ列存内ノ遺失物ノ其  
 ノ件數既人多ク斯ノ如ク輕微ノ物件ニ至ルニテ  
 正理ノ取扱ト依リテ其ノ理ノ煩々トシテ  
 之ヲ理ニ致シテ其ノ手續ニ面立遺失物ノ  
 其ノ事者トテ返還ヲ申出スル例ナリ五日間ノ  
 能ク見守ルニ限メザル  
 而テ務簡捷ノ一方信トシテ是れ斯ノ如ク便宜  
 ノ所也其ノ信ヲ設ケテ其ノ事者トシテ現貨  
 申出スル不用ノ事者トシテ其ノ手續  
 其者ト信ス